

規約第1号「総会運営規約」

(目的・適用)

第1条 定款第70条に定めている総会の運営に関する事項は法令・定款に定めのあるものを除き、この規約の定めるところによる。

(総会)

第2条 総会はエフコープ生活協同組合の最高意志決定機関である。

2. 組合員は総会の運営が民主的かつ円滑に行われ、初期の目的が達成出来るよう努めなくてはならない。

(総会の区分)

第3条 総会は通常総会と臨時総会とに大別される。

(通常総会)

第4条 通常総会は消費生活協同組合法（以下「生協法」という）第47条1項の基準を満し得ない組合員数になった場合に生協法第34条によりひらかれる。

(臨時総会)

第5条 臨時総会は生協法第35条により開かれる。

(運営)

第6条 通常総会および臨時総会は（削除）エフコープ生活協同組合総代会運営規約及び関係する法令に準じて運営される。

(改廃)

第7条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

第8条 この規約は1983年（昭和58年）4月1日より施行する。

2. 2008年（平成20年）6月10日一部改定